

令和2年12月（令和2年度第9回）  
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和2年12月22日(火) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティセンター婦人研修室

3. 出席委員 (14名)

委員	1番	坂口利邦
委員	3番	白田利秋
委員	4番	中嶋睦巳
委員	5番	中村重治
委員	6番	上岡ヒトミ
委員	7番	福田智浩
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	10番	藤井勇次
委員	11番	上名主辰也
委員	12番	黒江幹也
委員	13番	冷水正行
委員	15番	福園幸雄
会長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員 2番 富永浩二 14番 吉永良行

5. 議事録署名委員 8番 永野易美 9番 大窪輝則

6. 議 題 議案第29号 農地法第3条許可申請の件について  
議案第30号 農地法第5条許可申請の件について  
議案第31号 農業振興地域整備計画変更の件について  
議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について  
2 あっせん委員の選任について  
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について  
4 肝付町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針(案)について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 一松 敬一 事務局次長 原之園 利恵 係長 有留 幸弘

10. 農地利用最適化推進委員 15名 出席（馬込委員欠席）

11. — 閉会 —

## 第9回定例総会 会議の概要

【午前10時00分 開会】

事務局	<p>ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和2年度肝付町農業委員会第9回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は16名中14名です。吉永委員と富永委員から自己都合により、欠席届が提出されています。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第15条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、8番の永野易美委員と9番の大窪輝則委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第29号から議案第32号まであります。報告協議が1から4番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は、毎月の県での定例常設審議委員会に出席しました。それから、農業者年金合同地区別会議に副会長と出席したところですが、今年は新規加入者をまだ見つけられていません。皆さんからも周りにいる未加入の担い手がいらっしやれば、ぜひ声掛けして加入推進に努めてください。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>議案第29号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第29号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は5件の申請です、所有権移転の売買が3件と贈与が2件となっています。売買の3件は、田が4筆で3,429平方メートルです。贈与の2件は田が1筆で1,094平方メートル、畑が1筆で1,146平方メートルという内訳になっています。</p> <p>整理番号1番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇、田が1筆で1,014平方メートルです。</p> <p>整理番号2番は、〇〇府の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇、畑が1筆で1,146平方メートルです。</p> <p>整理番号3番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番、田が1筆で1,449平方メートルです。</p> <p>整理番号4番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が富山字〇〇 〇〇〇番〇、田が1筆で1,094平方メートルです。</p> <p>整理番号5番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が波見字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、田が2筆で966平方メートルです。</p>

事務局	<p>以上、5件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありました、1番から5番まであります。お目通し下さい。一括して審議したいと思ひます。異議、意見等ございませぬか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということでありませぬので、議案第29号農地法第3条許可申請の5件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして2ページをお開きください。議案第30号農地法第5条許可申請の件「5-2-22」について、事務局に説明をいたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-2-22」について、ご説明いたします。</p> <p>借人が、肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇団地2号棟、〇〇〇〇さんで、貸人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で500平方メートルです。転用目的が一般住宅を建てたいということで、現在借家住まいであり、手狭になつたことから申請地に持家を建築し永住したいという事で申請が出ております。農地の区分が第2種農地の市街地近接農地に該当致します。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇から東へ約33メートル進んだ後左折し道なりに409メートル進み左折し33メートル進んだところです。配置図については、住宅を図のように建築し、雨水等の処理については自然浸透で、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-2-22」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願ひいたします。はい、中村委員。</p>
中村委員	<p>5番、中村です。「5-2-22」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>12月17日に、上岡委員、私と事務局が2名、申請人の父親で現地調査を行いました。場所は事務局からありましたように、〇〇〇からまっすぐ北へ道なりに進んだところの突き当りになります。ちょうどそこに父親の住宅が建てており、その隣に建てるという事で、若干そこまでの道路が狭いですが、立地的に何ら問題はないかと思ひます。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-2-22」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませぬでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-2-22」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして3ページをお開きください。</p> <p>議案第30号農地法第5条許可申請の件「5-2-23」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-2-23」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が、〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんで、譲渡人が〇〇市〇〇町</p>

事務局	<p>〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町富山字〇〇 〇〇〇番〇、畑で924平方メートルです。転用目的が貸家・駐車場・通路を整備したいということで、申請地周辺は宅地化が進み、環境が良好なので、貸家2棟を建築し収入を得たいという事で申請が出ております。農地の区分が第2種農地の市街地近接農地に該当致します。</p> <p>この件につきましては、農振整備計画変更申請があり令和2年7月20日に現地調査を行い、令和2年7月総会で審議していただいた案件であり、11月19日に農振除外の手続きが完了したことから、今回転用申請がなされたものです。申請内容についても当時から変更ありません。</p> <p>以上、よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-2-23」については、事務局がただ今説明いたしましたように7月に農振除外の申請をされ、許可された案件であります。今回5条申請をされましたが、現地調査は7月に行われ、調査報告もその時にいただいております。それでは「5-2-23」について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>	
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-2-23」については、許可相当の意見書を付して県に進達するという事に決定しました。</p> <p>つづきまして4ページをお開きください。</p> <p>議案第31号農業振興地域整備計画変更の件「変-2-5」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>農業振興地域整備計画変更の件「変-2-5」についてご説明いたします。</p> <p>申請人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんです。申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇外3筆、畑で4筆計5,054平方メートルです。用途につきましては農業用倉庫・ロール置場で、現在専用の農業用倉庫がないため、多くの農機具類が野ざらし状態になっており、農機具の劣化を防ぎ、また、集中的に管理を行うため農業用倉庫を建設し、一部をロール置場として利用したいということで申請が出ています。農地の区分は用途変更後が農用地利用計画指定用途に該当いたします。</p> <p>場所につきましては、〇〇の信号から〇〇方面へ20メートルに進んだところになります。配置図につきましては申請地の北側と東側1,526平方メートルをロール置場に、西側600平方メートルに農業用倉庫を計画しています。</p> <p>以上、よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>はい、「変-2-5」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、大窪委員。</p>
大窪委員	<p>9番、大窪です。「変-2-5」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>12月17日に、上岡委員、私と事務局が2名、申請人の父親で現地調査を行いました。申請地は、ビニールハウスの跡地であり、現在、解体中でありました。ロール置場と農業用機械倉庫を作るという事で、全面舗装し、排水については隣接する道路側溝に流すことから、その他に何ら問題になるようなことはないと思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願いたします。</p>

議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「変-2-5」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、それでは異議なしということですので、農業振興地域整備計画変更の件「変-2-5」については、許可相当の意見書を付して町に進達するということに決定しました。 次に5ページをお開きください。 つづきまして、議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画」の決定について、12月集計分を事務局に説明をお願いします。
事務局	議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画」の12月分につきまして説明いたします。 まず、1番の所有権移転ですが、内之浦地区はありませんでした。高山地区が、田が1件の1筆で803平方メートルでした。詳細につきましては6ページに掲載してあります。 この案件は先月までの総会であっせん申し出があった分で、認定農業者への売買が成立したものでございます。 次に2番の利用権設定です。内之浦地区ですが、新規設定で田が5件の10筆で14,422平方メートルでした。再設定は田が3件の3筆で3,871平方メートルでした。 高山地区は新規設定が、田が6件の9筆で11,897平方メートル、畑が9件の20筆で32,109平方メートル、再設定が、田が8件の14筆で17,003平方メートル、畑が6件の15筆で24,798平方メートルでした。 肝付町の合計ですが、田が22件の36筆で47,193平方メートル、畑が15件の35筆で56,907平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、37件の71筆で104,100平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が7ページ、高山地区が8ページから9ページに掲載してあります。 以上、よろしく願いいたします。
議 長	はい、今月は1番の所有権移転が1件、2番の利用権設定は、内之浦地区が8件、高山地区が29件あります。まずは1番の所有権移転の方から審議します。お目通しのほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号1番の所有権移転について審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、1番の所有権移転の1件については、提案どおり許可することに決定しました。 つづきまして、2番の利用権設定に移ります。内之浦地区が7ページ、高山地区が8ページから9ページになります。まずはお目通しのほどお願いいたします。
議 長	それでは、内之浦地区の8件の申請分から審議します。 異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	それでは異議なしとのことですので、内之浦地区の8件の申請につきましては

議 長	<p>提案どおり全て許可することに決定いたしました。</p> <p>つづきまして、高山地区の 29 件の申請分に移ります。お目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、高山地区の 29 件の申請について審議に移りますが、番号の 1 番と 2 番に福田智浩委員の関係する新規の利用権設定の申請がありますので、この案件から審議したいと思います。福田委員の退席をお願いします。</p> <p>(福田委員退席)</p>
議 長	<p>それでは利用権設定の 1 番、2 番について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、利用権設定の 1 番、2 番については提案どおり許可することに決定いたしました。(福田委員入室・着席)</p> <p>1 番、2 番を除く他の 27 件の申請分について一括審議します。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、内之浦地区 8 件、高山地区 29 件の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。以上で議案第 32 号については終わります。</p> <p>つづきまして、報告・協議に入ります。1 番から 4 番まであります。10 ページをお開きください。報告・協議 1 番の「農地利用集積事業計画の解約について」10 件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合並びに所有権移転等によるもので、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは合意解約の件について、ご意見等はありませんか。</p>
	<p>【なしとの声あり】</p>
議 長	<p>なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約については、報告のとおり承認されました。</p> <p>つづきまして、11 ページをお開きください。報告・協議の 2 番、あっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 4 件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。まずは「あ-2-31」について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-2-31」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番で、地目・面積は、畑が 1 筆で 823 平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇の西にございます〇〇〇農場近くになります。以上、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-2-31」のあっせん委員に、地区委員の中嶋委員と白田委員をお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-2-32」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-2-32」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町野崎字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は、田が 1 筆で</p>

事務局	<p>799 平方メートル、あっせんの種類は譲受希望です。希望価格については全部で 80,000 円となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇の分団詰所から南へ 400 メートルほどの所になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-2-32」のあっせん委員に、地区委員の坂口委員と私でお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-2-33」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-2-33」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番外 8 筆で、地目・面積は、田が 9 筆計で 7,813 平方メートル、あっせんの種類は借受希望です。希望価格については現在、荒廃地のため当初は無償、その後有償。詳細は筆ごとに確認してください。希望期間は 5 年、〇〇地区は、ほ場整備の工事開始までとなっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇地区に 3 筆、〇〇振興会から西に 2 筆、〇〇地区が、〇〇事務所近くに 1 筆、旧県道とグリーンロードとの交差点付近に 1 筆となっております。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-2-33」のあっせん委員に、〇〇地区については、地区委員の大窪委員と藤井委員、〇〇振興会近くの田については、地区委員の上名主委員と永野委員、〇〇地区の田については、地区委員の白田委員と中嶋委員でお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-2-34」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-2-34」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町北方字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆で、地目・面積は、田が 2 筆計で 3,264 平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇団地から東へ 400 メートルほどの所に 1 筆、更に 200 メートルほどの所に 1 筆となっております。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-2-34」のあっせん委員に、地区委員の福園委員と黒江委員でお願いいたします。</p> <p>以上であっせん申出に係るあっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>つづきまして、15 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の 3 番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局が説明します。</p>
事務局	<p>あっせん申出に係る整理について、15 ページから 17 ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれ載せております。</p> <p>その他成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては以上です。</p>
	<p><b>【なしという声あり】</b></p>
議長	<p>ないようですので、18 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の 4 番、肝付町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指</p>

議 長	針」(案)について事務局が説明いたします。
事務局	事務局より資料に沿って、指針(案)について説明。
議 長	この件については、指針を定める際に農地利用最適化推進委員の意見を聞くことになっています。皆さんから何かありませんか。
	【なしという声あり】
議 長	ないようですので、今後 3 年間この指針に基づき、業務に取り組んでいきたいと思えます。 その他に入りますが、何かありませんか。はい、事務局。
	事務局より利用権設定等について事務連絡。
議 長	他に何かありませんか。 無いようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、1 月 25 日(月)の午前開催予定ですのでよろしくお願いいたします。 それでは以上で、12 月の定例総会を閉会いたします。

<午前 11 時 05 分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和 2 年 12 月 22 日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 永野 易美

委 員 大窪 輝則